相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市関金町堀一六四九番地、最後の住所鳥取県倉吉市下田中町一六八番地三一　被相続人　亡　米山　幸晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二日

鳥取県倉吉市山根五七二　サンク・ピエスビル二〇二号

相続財産管理人　弁護士　髙原　崇仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市伊勢宮町五一八番地二、最後の住所島根県松江市東津田町五〇八番地　被相続人　亡　白石　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二日

島根県安来市槇田町七四一番地

相続財産管理人　原田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市南仲之町四丁目一三番地、最後の住所徳島県板野郡北島町新喜来字南ハリ九八番地三　被相続人　亡　谷　佳明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二日

徳島県徳島市新蔵町一丁目七四番地

相続財産管理人　弁護士　眞鍋　直敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県中央区小笹四丁目一二番、最後の住所福岡県春日市須玖南五丁目六〇番地　被相続人　亡　菓　一喜

右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二日

福岡市中央区赤坂一丁目五番一二号　赤坂えがしらビル八階

相続財産管理人　早田　明文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県島原市高島二丁目三〇〇番地、最後の住所長崎県島原市西八幡町八四六〇番地　被相続人　亡　田中　重利

右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二日

長崎県諫早市高城町五番一〇号　諫早商工会館四〇四森本綜合法律事務所

相続財産管理人　春明　航太

任意清算公告

当社は、平成十八年九月一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年九月二日

鹿児島県薩摩郡さつま町旭町一〇番地二五

会資会社久木田商店

代表社員　久木田由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市山根五七二　サンク・ピエスビル二〇二号　被相続人　亡　髙原　崇仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二日

島根県安来市槇田町七四一番地

相続財産管理人　原田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市伊勢宮町五一八番地二、最後の住所島根県松江市東津田町五〇八番地　被相続人　亡　白石　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二日

徳島県徳島市新蔵町一丁目七四番地

相続財産管理人　弁護士　眞鍋　直敬

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年９月２日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①フレンディトラベル　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業３―1084号　④小山徹　埼玉県上尾市大字上518―10　⑤フレンディトラベル　埼玉県上尾市大字上518―10　⑥平成23年１月28日　⑧平成25年７月15日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県上尾市大字上518―10　小山徹

Ｂ　①有限会社　プラシャンティ　ネットワーク　コンサルタンシー（プラシャンティツアーズ）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6071号　④有限会社　プラシャンティ　ネットワーク　コンサルタンシー　東京都豊島区東池袋三丁目15番２号　代表取締役　ラージ　ナレーシュ　クマール　⑤本店　東京都豊島区東池袋三丁目15番２号　⑥平成20年８月５日　⑧平成25年８月５日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区東池袋三丁目15番２号　有限会社　プラシャンティ　ネットワーク　コンサルタンシー　代表取締役　ラージ　ナレーシュ　クマール

Ｂ　①みやもトラベル株式会社（泰達国際ジャーニー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6158号　④みやもトラベル株式会社　東京都荒川区南千住７丁目24番24―404号　代表取締役　宮本正　⑤大塚営業所　東京都豊島区北大塚２丁目６番10号３階３号室　⑥平成21年４月９日　⑧平成25年８月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都荒川区南千住７丁目24番24―404号　みやもトラベル株式会社　代表取締役　宮本正

Ｃ　①公益社団法人鎌倉市観光協会　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３―1006号　④公益社団法人鎌倉市観光協会　神奈川県鎌倉市御成町１番12号　理事　井手太一　⑤鎌倉市観光協会　神奈川県鎌倉市御成町１番12号　⑥平成25年１月17日　⑨平成25年７月25日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県鎌倉市御成町１番12号　公益社団法人鎌倉市観光協会　代表理事　井手太一

Ｂ　①株式会社ジェーオーコーポレーション　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1321号　④株式会社ジェーオーコーポレーション　愛知県刈谷市東刈谷町二丁目５番地19　代表取締役　水谷努　⑤本社営業所　愛知県刈谷市東刈谷町二丁目５番地19　⑥平成23年８月19日　⑧平成25年８月１日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県刈谷市東刈谷町二丁目５番地19　株式会社ジェーオーコーポレーション　代表取締役　水谷努

Ｂ　①有限会社三重県学校厚生会　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３―308号　④有限会社三重県学校厚生会　三重県津市桜橋二丁目142番地　代表取締役　細井篤志　⑤有限会社三重県学校厚生会　三重県津市桜橋二丁目142番地　三重県教育文化会館内　⑥平成19年１月11日　⑧平成25年８月１日　⑩300万円　⑪三重県知事　⑫三重県津市桜橋二丁目142番地　有限会社三重県学校厚生会　代表取締役　細井篤志